

議案第212号

指定管理者の指定について

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市西区大字宝来125番地1
- (2) 名 称 さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
- (2) 名 称 シンコースポーツ・サンワックス共同事業体
- (3) 代表者 シンコースポーツ株式会社
代表取締役 石崎 克己

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで